

# 富士見市市制施行50周年 記念冠称・ロゴマークの手引き



富士見市役所シティプロモーション課  
〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800-1  
電話 049-256-7894 (直通)  
ファックス 049-254-2000  
メールアドレス [promotion@city.fujimi.saitama.jp](mailto:promotion@city.fujimi.saitama.jp)

## 富士見市市制施行50周年記念冠称・ロゴマークについて

記念冠称・ロゴマークについて	2ページ
どんな事業で利用できる？	3ページ
申請～実績報告までの流れ	4ページ
申請受付及び冠称・ロゴマークの使用期間	5ページ
申請が省略できるもの	6ページ
申請できる冠称の種類	7ページ
冠称の使用イメージ	8ページ

## ロゴマークについて

ロゴマークのデザイン	9ページ
利用できる「ロゴマーク（文字）」	11ページ
ロゴマークの使用例	13ページ
ロゴマーク使用上の注意	14ページ
データの提供方法	16ページ

## 冠称・ロゴマーク共通事項

遵守事項	17ページ
その他注意事項	18ページ

# 目次



富士見市★市制施行50周年

# 富士見市市制施行50周年 記念冠称・ロゴマークについて

市民、団体、事業者の皆さまが行う事業（イベントや作製物など）に冠称やロゴマークを使用していただくことで、市制施行50周年を市とともに盛り上げていただくことを目的としています。

【冠称とロゴマークの一例】

**富士見市市制施行50周年記念**



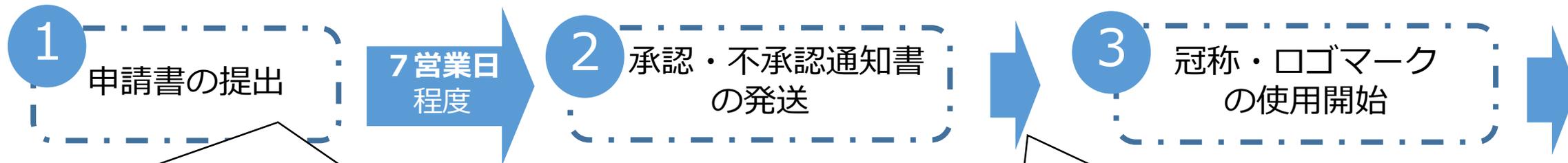
# どんな事業で利用できる？

## 事業内容

- 市制施行50周年を広く周知し、機運醸成が見込まれる事業
- 市の魅力を内外に発信し、認知度の向上が見込まれる事業
- 市を活性化させ、未来に向けた賑わいの創出が見込まれる事業

※上記いずれかに該当するものが申請可能です。

# 申請～実績報告までの流れ（※手順は1～4まであります。）



## ☆注意点☆

- ・申請書は余裕をもって提出してください。
- ・申請書には事業の内容がわかる企画書などを添えてください。（様式任意）
- ・提出は、シティプロモーション課に直接、郵送、ファックス、または電子メールのいずれかの方法でお願いします。

## ☆注意点☆

- ・使用方法や目的の変更、事業の中止などが発生した場合、届出書の提出が必要です。

4

実績報告書の提出  
(事業終了後30日以内)

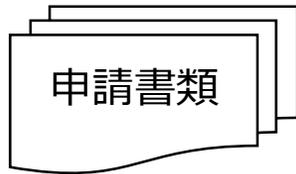
申請書は、市ホームページからダウンロード、またはシティプロモーション課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター・図書館、ピアザ☆ふじみ、キラリ☆ふじみ、市民総合体育館に設置しています。



# 申請受付及び冠称・ロゴマークの使用期間

## 申請受付期間

令和3年12月1日（水）～  
令和5年3月10日（金）

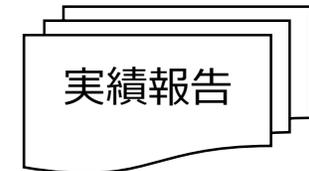


## 使用期間

使用承認後～令和5年3月31日  
まで

## 実績報告

事業終了後30日以内に提出



- ※**冠称・ロゴマークの使用期限は、令和5年3月31日となります。**
- ※**令和3年度中に使用する場合は、令和4年度が市制施行50周年とわかるように表記してください。**

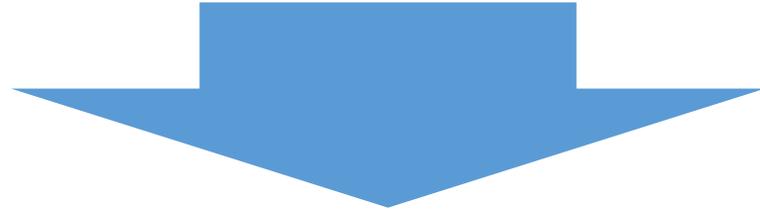
（例：「令和4年4月10日が市制施行記念日です。」など）

## 申請が省略できるもの

---

- ・ **個人が営利を目的とせずに使用する**とき

(例：年賀状作成、塗り絵の材料に使用、贈呈品の包装紙に印刷など)



この場合は、**申請書の提出を省略**できます。

## 申請できる冠称の種類

**富士見市市制施行50周年**

**富士見市市制施行50周年記念**

**富士見市市制施行50周年記念事業**

## 冠称の使用イメージ

---

※下記はあくまで一例です。使用方法を制限するものではありません。

《**富士見市市制施行50周年**》定例で開催されているイベント名が後ろにつくとき。

例：富士見市市制施行50周年**市民〇〇まつり**など。

《**富士見市市制施行50周年記念**》物品名が後ろにつくとき。

例：富士見市市制施行50周年記念**エコバッグ**など。

《**富士見市市制施行50周年記念事業**》頭にイベント名が来るとき。

例：**市民写真展** 富士見市市制施行50周年記念事業など。

# ロゴマークについて

ロゴマークのデザイン（ロゴ下「富士見市★市制施行50周年」の表記があるもの）

カラー



灰色



白黒



※データ形式：png（ピング／背景の透過有）、jpg（ジエイペグ／背景の透過無）、ai（エーアイ／Illustratorでデザインする場合など）

## ロゴマークのデザイン（ロゴ下「富士見市★市制施行50周年」の表記あり）

カラー



灰色



白黒



※上記ロゴマークを使用する場合は、**必ず「ロゴマーク（文字）」（次ページ参照）を併用**してください。

※データ形式：jpg、png、ai

## 使用できる「ロゴマーク（文字）」

(例) 富士見市★市制施行50周年  
富士見市★市制施行50周年

※使用するロゴマークに併せて、「ロゴマーク（文字）」を使用してください。

例：カラーのロゴマーク使用	⇒	カラーのロゴマーク（文字）
灰色・白黒のロゴマーク使用	⇒	白黒のロゴマーク（文字）

※デザインを伴う作製物（例：横断幕、チラシなど）に関しては、デザインの統一感保持のため、上記ロゴマーク（文字）をご使用ください。

※上記（横書き1行）のほか、縦書きの「ロゴマーク（文字）」もあります。

（12ページ参照）

# 使用できる「ロゴマーク（文字）」

## 横書き 1行

富士見市★市制施行50周年  
富士見市★市制施行50周年

## 横書き 2行

★富士見市★  
市制施行50周年  
★富士見市★  
市制施行50周年

## 縦書き

市制施行50周年  
★富士見市★  
市制施行50周年  
★富士見市★

富士見市★市制施行50周年  
富士見市★市制施行50周年

※横書きは、上側がカラー、下側が白黒になります。  
縦書きは、左側がカラー、右側が白黒になります。

## ロゴマークの使用例

### ● 印刷物（一例）

- ・ 封筒
- ・ ポスター、チラシ
- ・ パンフレット
- ・ 各種おたより



### ● 立体物（一例）

- ・ Tシャツなどの衣服
- ・ 横断幕、のぼり旗
- ・ 市民に配布する記念グッズ



### 使用ができないもの

- ・ 市及びロゴマークの品位を傷つけるおそれがあるとき
- ・ 法令又は公序良俗に反するもの
- ・ 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるもの



※その他、不適切と市が判断した場合、使用申請を不承認とさせていただきます。

※17ページの「遵守事項」についても、ご確認ください。

## ロゴマーク使用上の注意①

- ・ 柄の無い背景色の上では、背景が透過されているpng形式のデータの使用を推奨します。（図1）
- ・ **単色印刷等で灰色・白黒のロゴマーク及びロゴマーク（文字）を使用する場合、色を変更して使用することが可能です。（図2・3）**
- ・ 柄のある背景の上では、背景が透過されていないjpg形式のデータを使用する、もしくはロゴマーク直下に無地の背景をつけて使用してください。（図4）



図1：背景柄無しの上  
（背景透過ロゴ／png）



図2：グレースケールロゴの  
色変更  
（例：青単色への色変更）



図3：白黒ロゴ・文字デザインの  
色変更  
（例：緑単色への色変更）



図4：背景柄ありの上  
（背景不透過ロゴ／jpg）

## ロゴマーク使用上の注意②

- ・色（カラーのロゴマークに限る）、デザイン、縦横比などの変更は行わない。
- ・デザイン要素を追加しない。（ロゴマーク上にオブジェクトを置かない。）
- ・視認性が低下する背景の上（総柄や濃色など）で使用しない。
- ・サイズを変更する場合は、**幅3センチ以上**でご使用ください。



色・デザインの変更



デザイン要素の追加



縦横比の変更



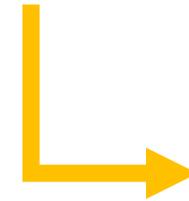
視認性が低下する背景の上での使用



# データの提供方法

---

- 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロード可能です。
- ロゴマークについては、aiデータ以外は市ホームページの「市制施行50周年記念事業」からダウンロード可能です。
- aiデータの提供については、使用承認後、必要に応じてメールにて提供いたします。



# 冠称・ロゴマーク共通事項

遵守事項（必ずお読みください。）

---

- ・冠称及びロゴマークを承認された使用目的のみに使用すること。
- ・ロゴマークの色（カラーのロゴマークに限る）、形、デザイン素材の改変などを行わないこと。
- ・商標登録、意匠登録を行わないこと。
- ・第三者に冠称及びロゴマークの使用の権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- ・ロゴマークを使用した商品の製造を委託する場合、申請者は委託者に対し、使用上の遵守事項を守るよう管理を行うこと。
- ・冠称及びロゴマークの使用において、事故・苦情などが生じた場合、使用者の責任において対処すること。

## その他注意事項

---

- ・【再掲】冠称及びロゴマークの使用は、**令和5年3月31日をもって終了**としてください。
- ・【再掲】申請の受付期間は、令和3年12月1日（水）から令和5年3月10日（金）までとなります。
- ・個人の利用でも、**商用を目的とする場合は申請が必要**です。
- ・申請いただいた事業は、市ホームページなどで紹介をさせていただきます。  
（○○イベントのチラシで使用、□□記念商品のパッケージで使用、など）
- ・ロゴマークの著作権は、市に帰属します。